

改 正 案					現 行				
埼玉県学校職員定数条例					埼玉県学校職員定数条例				
第一条 (略)					第一条 (略)				
第二条 前条に規定する職員の定数は、次の表に定めるとおりとする。					第二条 前条に規定する職員の定数は、次の表に定めるとおりとする。				
学校種別 職員種別	県立高等学校及び市町村立高等学校（定時制の課程に限る。）	県立及び市町村立の特別支援学校	県立中学校及び市町村立中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）	市町村立小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）	学校種別 職員種別	県立高等学校及び市町村立高等学校（定時制の課程に限る。）	県立及び市町村立の特別支援学校	県立中学校及び市町村立中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）	市町村立小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）
校長及び教員（副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師をいう。）	<u>七、七五二</u> 人	<u>四、八四七</u> 人	<u>九、六七六</u> 人	<u>一七、四二二</u> 人	校長及び教員（副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師をいう。）	<u>七、八五四</u> 人	<u>四、七二二</u> 人	<u>九、六八九</u> 人	<u>一七、二八一</u> 人
その他の職員	<u>一、三四九</u> 人	<u>五一五</u> 人	<u>五一七</u> 人	<u>一、〇〇三</u> 人	その他の職員	<u>一、三六四</u> 人	<u>五一五</u> 人	<u>五一四</u> 人	<u>一、〇二五</u> 人
2 (略)					2 (略)				